

○小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例

平成26年10月1日

条例第12号

小山町総合文化会館条例（平成3年小山町条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、小山町総合文化会館（以下「文化会館」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 町民の文化の振興と福祉の増進を図る拠点として、文化会館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小山町総合文化会館

位置 小山町阿多野130番地

（文化会館の業務）

第3条 文化会館は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 自主文化事業、趣味教室、講演会、講習会、大会、イベント等の開催に関すること。
- （2） 文化等の指導者及び各種団体の育成に関すること。
- （3） 町民文化の創造、普及等に関すること。

（管理運営委任）

第4条 文化会館の管理運営は、小山町教育委員会（以下「委員会」という。）に委任する。

（休館日）

第5条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

- （1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日）
- （2） 12月27日から翌年1月5日までの日

（開館時間）

第6条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、委員

会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 文化会館を利用しようとする者は、利用許可申請を行い、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の許可の基準)

第8条 委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 文化会館の施設又は設備（以下「文化会館等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織と認めるとき。

(4) その他利用させることが文化会館等の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第9条 委員会は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の許可の取消しの申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、変更又は利用を停止することができる。

(1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用者が、虚偽の申請その他不正な手段により第7条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 利用者が、利用の許可の条件に違反したとき。

(4) 利用者が、許可を受けた目的以外に利用したとき。

(5) 災害等緊急時において、町が利用しようとするとき。

(6) その他委員会が、文化会館等の管理上又は公益上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し等により生じた損害については、委員会はその責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用許可の際、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備器具等の使用料については、利用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第11条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責によらない理由により、利用することができなくなったとき。

(2) 規則で定める期限までに利用の取消し又は利用内容の変更の申出があり、委員会がこれを許可したとき。

(3) 前2号のほか、委員会が特別の理由があると認めたとき。

(指定管理者による管理運営)

第13条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化会館の管理を行わせることができるものとする。

2 前項の規定による指定は、この条例に定めるもののほか、小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小山町条例第10号）に定めるところによるものとする。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、文化会館の休館日を変更し、若しくは臨時に定め、又は開館時間を変更することができるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

6 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務のうち、委員会が承認したもの
- (2) 文化会館の休館日、開館時間の変更等に関する業務
- (3) 文化会館の利用の許可に関する業務
- (4) 文化会館等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) 文化会館等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が文化会館等の管理上必要と認める業務

2 前項第1号の業務を行うに当たり、対価を得て行う物品の販売又は役務の提供等を行うときは、あらかじめ書面により委員会の承認を受けるものとする。

(利用料金制)

第15条 第10条の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により、文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、文化会館の利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が委員会の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(設備の設置等の禁止)

第17条 利用者は、文化会館等に設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、その利用期間が満了したとき又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、当該文化会館等を速やかに原状に復さなければならない。

ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認を受けることなく、利用期間満了日又は第9条の規定する処分を受けた日から7日を経過した後も当該文化会館等に残置された設備等については、その

所有権を放棄したものとみなす。

(損害賠償の義務)

第19条 故意又は過失により文化会館等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別な事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(運営協議会)

第20条 文化会館の適正かつ円滑な運営を図るため、小山町文化会館等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 協議会は、文化会館の運営に関し委員会の諮問に応ずるとともに、文化会館運営について、委員会又は指定管理者に対して意見を述べる機関とする。

3 協議会の委員は、10人以内とし、行政の関係者及び識見を有する者の中から委員会が委嘱し、又は任命する。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 協議会の運営については、教育委員会規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の小山町総合文化会館条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例（平成21年小山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1（第10条関係）

ホール等使用料

施設名	利用日	基本使用料（単位：円）			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分
大ホール	平日	16,800	22,500	28,200	67,500
	土・日・休日	20,600	27,500	34,400	82,500
多目的ホール	平日	5,600	7,500	9,400	22,500
	土・日・休日	6,800	9,100	11,600	27,500
楽屋等		基本使用料（単位：円）			
楽屋A		900	1,200	1,600	3,700
楽屋B		600	900	1,000	2,500
リハーサル室		1,800	2,100	2,400	6,300
主催者事務室		300	400	500	1,200
会議室・研修室等		基本使用料（単位：円）			
展示室		—	—	—	6,300
児童集会室		800	1,100	1,600	3,500
児童遊戯室（大）		1,600	2,100	2,700	6,400
児童遊戯室（小）		900	1,100	1,500	3,500
会議室		1,600	2,300	2,800	6,700
調理実習室		700	1,000	1,300	3,000
美術工芸室		800	1,000	1,200	3,000
和室		1,700	2,200	2,900	6,800
集会室		2,200	2,900	3,700	8,800
小和室		700	900	1,300	2,900
談話室		500	700	900	2,100
小会議室		700	900	1,300	2,900
視聴覚室		2,100	2,800	3,500	8,400

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日という。
- 2 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日で、休日を除いた日をいう。
- 3 利用者が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料の額に、次に掲げる入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額の区分に従い、それぞれ当該区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 1,000円以下のとき 100分の150（商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合にあっては、100分の200）
 - (2) 1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の200
 - (3) 3,000円を超えるとき 100分の250
- 4 利用者が、商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときの使用料の額は、基本使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 大ホール及び多目的ホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料の額は、基本使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 利用時間区分の利用時間を延長して利用する場合の使用料の額は、30分未満の端数について15分以上をもって30分とみなし、隣接し利用する区分の30分当たりの使用料に相当する額を30分ごとに加算した額とする。ただし、連続して利用する場合の利用時間区分間の使用料は、無料とする。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第10条関係）

附属設備器具等使用料

種類又は品目	単位	使用料(単位:円)	摘要
舞台及び一般備品			
グランドピアノA	1台	5,000	スタインウェイ
グランドピアノB	1台	1,000	
平台	1台	150	

高足・中足・箱足・木台	1台	50	
所作台	1式	5,000	化粧框附属
松羽目	1式	1,500	
金屏風	1双	1,000	
緋毛氈	1枚	200	邦楽用敷物
地がすり	1式	500	
長座布団	1枚	100	
めくり台	1台	100	
演台	1式	500	花台附属
司会者台	1台	300	
指揮者台	1台	300	指揮者用譜面台含む
譜面台	1台	50	
音響反射板	1式	3,000	
可動ステージ (多目的ホール)	1台	300	5台目から1台につき
移動式スクリーン	1式	500	
16ミリ映写機	1式	2,000	
OHP	1台	500	
プロジェクター	1台	1,000	
コントラバス椅子	1脚	200	
イベントパネル	1枚	50	
照明用備品			
照明調光装置	1式	2,000	
サスペンションライト	1台	200	1S・2S・3S
ボーダーライト	1列	500	1B・2B
アッパー水平ライト	1列	500	500W
フットライト	1列	500	
シーリングライト	1台	200	1KW
フロントサイドライト	1台	200	1KW
クセノンピンスポットライト	1台	2,000	2KW

プロセニウムサスペンションライト	1台	200	1KW
スポットライト	1台	200	1KW
スポットライト	1台	100	500W
ローアホリゾンライト	1列	500	300W×9灯
移動スポットライト	1台	200	500W
エフェクトマシン	1台	500	特殊効果用器具
ミラーボール	1台	500	丸・吊型、楕円・置型
音響用備品			
拡声装置	1式	2,000	
カセットテープレコーダー	1台	500	
CDプレイヤー	1台	500	
レコードプレイヤー	1台	500	
コンデンサーマイクロホン	1台	600	
ダイナミックマイクロホン	1台	500	
ワイヤレスマイクロホン	1台	1,000	
エレベーターマイク装置	1式	500	
三点吊りマイク装置	1式	1,000	
ポータブルミキサー	1台	1,000	
移動スピーカー	1台	500	
MDプレイヤー	1台	500	
その他備品			
持込器具電源		100	1KWにつき
シャワー設備		1,000	
テレビ中継料	1式	10,000	
ラジオ中継料	1式	5,000	
陶芸用焼窯	1台	3,000	

備考

- この表に掲げるもの以外の附属設備器具等の使用料の額は、類似する附属設備器具等の使用料の額に準じて算定した額とする。

- 2 使用料は、午前、午後及び夜間の区分ごとにそれぞれ徴収する。この場合において、午前とは9時から12時まで、午後とは13時から17時まで、夜間とは18時から21時30分までをいう。
- 3 シャワー設備の利用については、上記2の区分中における利用をもって1回とする。
- 4 陶芸用焼窯は、1日をもって1区分とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。